

平成25年3月6日

産業建設常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成25年3月6日  
開会 13時30分 閉会 14時26分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 増田武夫 副委員長 前川雅志  
委員 東口隆弘 乾邦廣 谷口和弥 斉藤喜志雄
- 4 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 建設部長 佐藤和良  
都市施設課長 田井啓一 土木課長 角田和彦
- 5 事務局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 6 審査事件 1 付託された議案の審査について  
(1) 議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例  
(2) 議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例  
(3) 議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例  
2 付託された陳情の審査について  
(1) 陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求  
める陳情書  
3 その他
- 7 審査結果 別紙

委員長 増田武夫

(開会 13:30)

- 委員長（増田武夫） 産業建設常任委員会を開会いたします。事務局長。
- 事務局長（米川伸宜） 斉藤委員から遅参する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。
- 委員長（増田武夫） それでは付託されました議案の審査を行いたいと思います。まず、議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例を議題といたします。担当部局より追加の説明資料が提出されておりますので、お手元に配布してございます。

それではこれから議事に入ります。理事者に説明を求めます。建設部長。

- 建設部長（佐藤和良） それでは議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例につきまして、説明をさせていただきたいと思います。提案の理由につきましては、先の本会議におきまして副町長から説明をさせていただきましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方主権一括法が施行されましたことに伴いまして、公営住宅法の関係法令が改正され、公営住宅等の整備基準が、これまでは公営住宅法の規定による国土交通省令により規定されておりましたが、公営住宅法の改正によって国土交通省令に定める基準を参酌しまして事業主体が条例で定めることとされましたことから、今回、条例として提案させていただくものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） それでは、私の方から条例の内容についてご説明をさせていただきます。議案書並びにお手元に配布しております説明資料に沿いましてご説明させていただきます。

議案書185ページをご覧いただきたいと思います。条例第1条主旨につきましては本条例を制定する根拠及び内容の概要について規定しております。根拠法令は公営住宅法の第5条であり、その改正内容につきましては説明資料1ページの表1に示しております。改正前につきましては左側、右側については改正後の公営住宅法第5条を示しておりますが、改正前におきましては国土交通省令で定める整備基準、それが改正後におきましては国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準ということで改正になっているところでございます。

議案に戻りまして第2条、用語の定義でございますが、意義を明らかにする必要がある用語の定義を第2条でしております。次に第3条から第17条につきましては、公営住宅等の整備基準をうたっており、第3条から第5条は整備にあたっての基本理念、第6条から第7条は公営住宅の敷地に関すること。第8条から第12条は公営住宅の建物及び設備に関すること、第13条から第17条は附帯設備及び共同施設について定めをしているところでございます。

今回の条例制定が国土交通省の整備基準を参酌して制定することとしておりますことから、参酌基準と相違のあるところの条文を説明資料、表2に示しておりますので国土交通省令で定める基準と比較しながらご説明をさせていただきたいと思います。基本的

に表現としては若干の違いがございますが、国土交通省令に規定されております、整備基準通りに定めているところでございます。それでは第3条から逐次ご説明をさせていただきます。

まず、議案書185ページ第3条、健全な地域社会の形成につきましては、公営住宅の整備に際しての地域社会の対応を規定しており、その内容は国土交通省令に規定されております整備基準と同様、町の条例案も同じ表現とさせていただいているところでございます。

第4条、良好な住環境の確保は、公営住宅の住環境について規定しておりますが、説明資料表2をご覧くださいと思います。表2の中段、第4条というところでございますが、国土交通省令では入居者等という表現になっておりますが、条例案では入居者及び同居者と、より具体的な表現としているところでございます。

続きまして第5条、費用の縮減への配慮は、公営住宅の建設費や維持管理費の縮減への対応を規定しております、表2にありますように条例案では国土交通省令にあります、設計の標準化は削除しているところでございます。なお、表の見方といたしまして、文言に下線を引いてある部分が相違点ということでご覧いただければと思います。設計の標準化は削除しております。理由といたしましては、これまでも標準化してきていないこと。また、今後の建て替え等を考慮したときに敷地、条件等が多様化しており、設計の標準化が難しいものと考えられますことから条例案では削除したところでございます。

議案書185ページに戻りまして第6条、位置の選定につきましては、位置の選定のための基準を規定しており、国土交通省令に規定されております整備基準同様、町の条例案も同じ表現としているところでございます。

議案書186ページに移りまして、第7条、敷地の安全等につきましては、敷地の安全に対する安全性などの基準を規定しております。説明資料の表2、下段の方をご覧くださいと思います。第1項につきましては地盤の安全性について、国土交通省令では擁壁設置等の安全上必要な措置となっておりますが、条例案では擁壁の設置、その他の安全上必要な措置といったような表現とさせていただいているところでございます。続きまして、議案書は186ページに戻りまして第7条第2項につきましては、汚水・雨水の処理について国土交通省令に規定されております整備基準と同様の表現を条例案でもしております。

第8条、住棟の基準につきましては建物等の配置基準について規定しており国土交通省令と条例案も同じ表現としているところでございます。

第9条、住宅の基準につきましては建物等の基準について規定しており、第1項は防火非難、防犯について規定しております。表現については国土交通省令と同じ表現となっております。説明資料表2をご覧くださいと思います。第9条第2項につきましては省エネ対策、第3項は遮音性、第4項は劣化の軽減について規定しておりますが、それぞれ国土交通省令では「図るための措置」となっておりますが、条例案では「図るためのものとして別に定める措置」といった表現とさせていただいております。なお、この後の条文におきましても別に定める措置という文言が出てきますが、その説明につ

きましては後ほど改めてさせていただきたいと思います。条例案第9条第5項につきましては維持管理への配慮を規定しているところがございますが、ここでも国土交通省令案では「できるための措置」となっておりますが、条例案では「できるためのものとして別に定める措置」といった表現としているところがございます。

議案書は187ページをご覧くださいと思います。第10条住戸の基準は、住戸の基準について規定しており、第1項は規模、第2項は附帯設備につきまして規定しているところですが、第1項、第2項につきましては国土交通省令と同じ表現としております。説明資料2ページの中段をご覧くださいと思います。第10条第3項は空気環境について規定している条文でございます。ここにおきましても第9条第2項と同様、条例案では「図るためのものとして別に定める措置」といった表現としております。

第11条住戸内の各部につきましては、住戸における高齢者や障がい者への配慮の規定をしております。これにつきましても第9条第5項と同様、条例案では「できるためのものとして別に定める措置」といった表現としております。

第12条、共用部分につきましては、共用部分における高齢者や障がい者への配慮の規定をしているところであり、第9条第2項と同様、条例案では「図るためのものとして別に定める措置」と表現しているところがございます。

第13条、附帯施設につきましては、その施設の設置や考慮すべき事項について規定しておりますが、第1項は附帯施設の対象を規定しております。公営住宅の整備を考えたときに必ずしも自転車置き場、ごみ置き場等の専用スペースを設けることができない場合や、必要がない場合も想定されますことから条例案におきましてはこの文言を削除いたしました。議案書は187ページに戻りまして、第2項は設置にあたっての考慮事項を規定しております。条例案は国土交通省令と同じ表現としております。

続きまして第14条に入りますが、説明資料2ページの一番下をご覧くださいと思います。第14条は児童遊園について、その配置や規模について規定しておりますが、周辺の公園等の配置の状況から必ずしも公営住宅の敷地の中に児童遊園を設置する必要がない場合も考えられますことから、条例案では児童遊園を設置する場合といった表現にさせていただいております。

説明資料の3ページをご覧くださいと思います。同じく第15条、集会所につきましてもその配置や規模について規定しておりますが、第14条と同様の理由から条例案では集会所を設置する場合といった表現とさせていただいております。続きまして第16条広場及び緑地につきましては、その配置や規模について規定しているところがございますが、これにつきましても第14条と同様の理由から条例案では広場及び緑地を設置する場合というような表現に代えさせていただいております。なお、本条例の第13条から第16条に規定しております施設につきましては、必要に応じて設置を検討するというもので、これらの施設の整備をすることを否定するものではありません。

議案書は188ページに戻りまして、第17条、通路はその規模、構造の基準を規定しているところがございます。国土交通省令案と同じ表現としております。第18条、借上げ等公営住宅は公営住宅を借上げる際の選定基準を規定したもので、第19条はこの条例の施行に必要な事項を別に定めるものということで、条例の中では第9条第2項から第9条第

5項また、第10条第3項、第11条から第12条にかけて別に定めるものと条文の中で規定しているものを、要綱の中で定める考えであります。

説明資料の3ページの表3をご覧くださいと思います。説明資料3ページから4ページにあります表3は今回の公営住宅関連法令が見直された際に、国土交通省令の整備基準も併せて見直しがされております。その中で変わった部分について変更条文の新旧のものを載せておりますので参考としていただければと思います。

なお、この表の一番右側に技術的助言となっております、これが、国土交通省令が技術的助言として提示をされている整備基準の措置内容でございます。本町といたしましても条例第9条第2項から第5項、第10条第3項、第11条、第12条の別に定める措置を要綱で、この技術的援助を勘案して定める予定でございます。

施行日ですが、平成25年4月1日ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（増田武夫） それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 確認させていただきたいと思います。公営住宅整備基準を条例で定めるということの中で、この条例の対象となるものというのは第2条のことで言えば、今後、新たに建てられる公営住宅等と、今後、新たに選定する賃上げ等公営住宅に係わって該当する条例ということの理解でいいですか。
- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） 委員のおっしゃる通りでございます。
- 委員長（増田武夫） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 少しこの条例の案とは、ずれることになると思うのですが、これも確認させていただきたいのですけれども、2月の臨時会の中で給食センターの落雪事故で怪我がある、町が補償するという専決処分を承認するということがありました。公営住宅の屋根から落ちた雪が誰かにぶつかって怪我をさせたというようなケース。これも町の施設でありますけれども、こういった事故についてはどのように町は対応されるお考えなのか。町の施設だから今回の専決のようにするのか、それとも住人の責任であるという立場をとるのか、そのようなことをお聞かせさせていただきたいと思います。
- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） 公営住宅の管理ということでございますけれども、公営住宅のそういった屋根の雪下ろし等につきましては、入居の際の入居説明会におきましても、入居者自らがやっておいただく事項としてご説明させていただいております。

ただ、屋根の雪が落ちた際に、高齢化社会を迎えているということもありまして、落ちた際に入り口のドアが開かないという苦情がございまして、それに対する対応を実は23年度に一部試験的にやらせていただいた経過がございます。そのやり方が思ったような効果が得られていないという部分、あるいは別な、すが漏りといったようなことがあるということで、さらにどういった方法でできるかということを検討は進めさせていただいているところでございます。

原則といたしましては、屋根の雪下ろしについては入居者でお願いを、今までもしてきておりますし、当面、お願いをしたいと考えております。

- 委員長（増田武夫） ほかにございませんか。前川委員。
- 副委員長（前川雅志） 今回の条例制定の前に国土交通省令が一部見直されたというお話でありましたが、これまでにどれくらいの間隔で見直しがされてきていたのか、お伺いしたい。というのは、今後も国としての考え方が変わることも想像されます。そのときに国からの指導になるのか助言になるのかわかりませんが、そういったことがあれば町としてもその都度、条例が国の基準に合っているかどうかということを考えながら見直しをされていくことになるのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） どういった間隔で整備基準が改正されてきたかという過去経過は調べておりません。今回、条例化するにあたって、当然、国の参酌基準が変わればそれに伴って町の条例の改正の必要性というのはその都度、検討していくことになろうかと思っております。

また、表3で示させていただいております技術的助言につきましても、これについては要綱で機動的に変更していきたいということで、要綱で定めさせていただきたいと考えているところでございます。これらについても、国のそういった助言なりが変更になれば、技術的助言というのは必要最低限と考えておりますので、当然レベルアップしていくことになれば、それに合わせて要綱等も速やかに改正をしていきたいと考えております。

- 委員長（増田武夫） 前川委員。
- 副委員長（前川雅志） これは新たな条例でありますから、これまでは国の省令によって事業を進めてきた。新たなものを作ってきたことには役場としても人件費なり、それなりの経費が掛かってきたかと思っておりますし、これからその都度、改正、見直しをされることがあるとすれば、これまでにない業務が発生してくると思われまます。こういったことについての財政的な支援、そういったものがあるのかどうかお伺いしたい。
- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） 制度改正によりまして、国の補助制度なりが少しずつ変わってきているのは事実でございますが、現在のところ特に補助制度なりが新たにできたとか、上乘せにされてというような動きは今のところございません。
- 委員長（増田武夫） 前川委員。
- 副委員長（前川雅志） 地域の自主性だとか自立性を高めるためにという名のもとに、こういう条例を定めるようにという法律だと思うのですが、業務だけ増えて中身はそれほど変わっていないように見受けられるのですが、今回の条例によって、これまでの国の省令から変わって、こういったところがよくなるのだという部分があればお伺いしたいと思います。
- 委員長（増田武夫） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） あくまでも事業主体が地域の实情に合わせて整備基準を定めることができるというのが、やはりこの一括法の趣旨でございますし、当然私どもも

そういったことで道内の他町の事例も参考にしながら、より良い公営住宅を作っていきたいという思いであります。そういったことに対して、国の補助金等の制度改正につきましても、その動向を見定めながら、少しでも町の財政的な負担も勘案しながらやっていきたいということでございます。

- 委員長（増田武夫） そのほかにありませんか。それでは、ほかに質疑がないようですので議案27号に対する質疑は終了いたします。討論採決は後ほど行いたいと思います。ここで説明員の交代のために暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（増田武夫） それでは休憩を解きたいと思います。今、みなさんのところに説明資料が配布されたと思います。それでは議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例についてを議題といたします。まずは議案第28号についての説明をお願いします。建設部長。

- 建設部長（佐藤和良） 議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例の制定につきまして、ご説明させていただきたいと思います。提案の理由につきましては、先の本会議で副町長からご説明させていただきましたけれども、地方主権一括法により道路法の一部が改正されまして、これまで国が定めていた道路の構造の技術基準及び道路標識の寸法について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることになったことによるものであります。内容につきましては国の示す基準を参酌し、安全で円滑に利用できる道路環境を確保するため条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（増田武夫） 土木課長。
- 土木課長（角田和彦） それでは私から説明させていただきます。お手元に配布させていただきました説明資料並びに議案書189ページをご覧くださいと思います。本条例につきましては、ただ今、建設部長が説明しました通り、幕別町が管理する道路の構造の技術基準を定めるものであります。以下、条項に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては本条例において使用する用語の定義について定めるものであります。

第3条につきましては道路の区分について定めるものであり、幕別町が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在していないため、第3種及び第4種の道路についてのみ規定し、道の基準と同様としております。

第4条につきましては町道の構造の技術的基準を定めるものであります。

第5条につきましては車線等を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

191ページに行きまして、第6条につきましては車線の分離等を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第7条につきましては幅道の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様と

しております。

192ページに行きまして、第8条につきましては路肩について定めたものであり、自転車や歩行者が少ない場合においても、自転車や歩行者の通行スペースを確保できるように路肩の幅員を広げることができるように規定し、道の基準と同様としております。

193ページに行きまして、第9条につきましては停車帯について定めたものであり、観光等のために停車の必要がある場合、都市部以外の場合の道路においても停車帯を設けることができるように規定し、道の基準と同様としております。

第10条につきましては軌道敷の幅員を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第11条につきましては自転車道について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

194ページに行きまして、第12条につきましては、自転車歩行者道について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第13条につきましては歩道について定めたものであり、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員での整備が困難な場合は例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5mまでの歩道の幅員を縮小できるよう特例措置を規定し、道の基準と同様としております。

195ページに行きまして、第14条につきましては歩行者の滞留の用に供する部分について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第15条につきましては堆雪幅を定めたものであり、積雪寒冷地域を考慮し、新たに道路の外延における堆雪幅についての規定を追加し、道の基準と同様としております。

第16条につきましては植樹帯について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

196ページに行きまして、第17条につきましては設定速度について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第18条につきましては車道の屈曲部について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

197ページに行きまして、第19条につきましては曲線半径について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第20条につきましては曲線部の片勾配について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第21条につきましては曲線部の車線等の拡幅について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第22条につきましては屈曲部における緩和区間について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

198ページに行きまして、第23条につきましては視距等について定めたものであり積雪寒冷地であることから氷結した路面では制動停止距離を考慮した視距を規定し、道の基準と同様としております。

第24条につきましては縦断勾配について定めたものであり、国、道の基準と同様として

おります。

199ページに行きまして、第25条につきましては登坂車線について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第26条につきましては車道の縦断曲線について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

200ページに行きまして、第27条につきましては舗装について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

201ページに行きまして、第28条につきましては横断勾配について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第29条につきましては合成勾配について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第30条につきましては排水施設について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第31条につきましては平面交差または接続について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

202ページに行きまして、第32条につきましては立体交差について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第33条につきましては鉄道等との平面交差について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

203ページに行きまして、第34条につきましては退避場について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第35条につきましては交通安全施設について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第36条につきましては凸部、狭窄部等について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第37条につきましては乗合自動車の停留所等に設ける交通等について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

204ページに行きまして、第38条につきましては自動車駐車場等について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第39条につきましては防雪施設その他防護施設について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第40条につきましてはトンネルについて定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第41条につきましては橋、高架の道路等について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第42条につきましては附帯工事等の特例について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

205ページに行きまして、第43条につきましては区分が変更される町道の特例について定めたものであります。

第44条につきましては小区間改築の場合の特例について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第45条につきましては自転車専用道路及び自転車、歩行者専用道路について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

206ページに行きまして、第46条につきましては歩行者専用道路について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第47条につきましては道路に設ける道路標識について規則で定めるとしたものであります。

附則についてであります。本条例の施行期日は平成25年4月1日からとするものであります。なお、現在、施行中の道路においては従前の旧道路構造令によることとする旨、附則第2項に経過規定を設けております。以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（増田武夫） それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。東口委員。
- 委員（東口隆弘） 条例が細かくあるわけですがけれども、既存の道路と、新しい基準の道路とではかなり変わるのでしょうか。
- 委員長（増田武夫） 土木課長。
- 土木課長（角田和彦） 基本的に、今ご説明申しあげましたように、今までの道路構造令というのが参酌する基準となっておりますけれども、今回の部分につきましては旧道路構造令から路肩を広げることができるという部分の追加。それから停車帯を郊外の道路であっても設けることができるという特例措置。それから歩道の幅がどうしても広く取れない場合、1 m50 c mまで狭めていいという部分を追加したものです。それから堆雪スペースを設けていいという、これは新しく、旧道路構造令にはなかったのですけれども堆雪スペースを設けることができるという規定をしたもの。それから視距等について距離を少し長めにしたという、改定点は五つでありまして、ほかについては旧道路構造令と変わっておりませんので、その部分だけ内容が少し濃くなったという形での変更になっております。
- 委員長（増田武夫） ほかにありませんか。よろしいですか。
- 委員（はい、の声あり）
- 委員長（増田武夫） ほかに質疑がないようですので、議案第28号についての質疑を終了いたします。討論採決は後ほど行いたいと思います。

次に議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例について議題といたします。説明を求めます。建設部長。

- 建設部長（佐藤和良） それでは議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例の制定につきましてご説明させていただきます。制定の理由につきましては、地方主権一括法によりまして高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されまして、これまで国で定めておりました移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることとなったことによるものであります。

内容につきましては国の示す基準を参酌し、町が定めました重点整備地区において高

齢者、障がい者等の移動に関し、安全で円滑に利用できる道路環境を確保するために条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（増田武夫） 土木課長。
- 土木課長（角田和彦） それでは私から説明させていただきます。お手元に配布させていただきました説明資料並びに議案書208ページをご覧いただきたいと思ひます。本条例につきましてはただ今、建設部長が説明いたしました通り、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、幕別町が策定する基本構想に位置づけられた特定道路の整備を実施する際の道路の構造に関する基準を定めるものであります。以下条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては条例規定の主旨を定めるものであります。

第2条につきましては本条例において使用する用語の定義について定めるものであります。

第3条につきましては歩道の設置を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

209ページに行きまして、第4条につきましては歩道の有効幅員を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第5条につきましては歩道等の舗装について定めるものであり、説明資料にあります通り、歩道等に排水施設を設ける場合には杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設ける規定を追加し、道の基準と同様としております。

第6条につきましては歩道の縦横断勾配を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第7条につきましては歩道等と車道等の分離について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

210ページに行きまして、第8条につきましては歩道等の高さを定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第9条につきましては横断歩道に接続する歩道等の構造を定めるものであり、国、道の基準と同様としております。

第10条につきましては車両乗り入れ部の歩道等の幅員を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第11条につきましては立体横断施設の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第12条につきましては立体横断施設に設けるエレベーターの構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

212ページに行きまして、第13条につきましては立体横断施設に設ける傾斜路に関する構造を定めるものであり、説明資料にあります通り、手すりの端部を突出しない構造とする規定を追加し、道の基準と同様としております。

第14条につきましては立体横断施設に設けるエスカレーター構造を定めたものであ

り、国、道の基準と同様としております。

213ページに行きまして、第15条につきましては立体横断施設に設ける通路の構造を定めたものであり、説明資料にあります通り、手すりの端部が突出しない構造とする規定を追加し、道の基準と同様としております。

第16条につきましては立体横断施設に設ける階段の構造を定めたものであり、これも手すりの端部が突出しない構造とする規定を追加し、道の基準と同様としております。

214ページに行きまして、第17条につきましては乗合自動車停留所に設ける歩道等の高さを定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第18条につきましては乗合自動車停留所に設けるベンチ及び上屋について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第19条につきましては障がい者駐車施設について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

215ページに行きまして、第20条につきましては障がい者用停車施設について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第21条につきましては自動車駐車場の歩行者の出入り口の構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

216ページに行きまして、第22条につきましては障がい者用駐車施設に通ずる通路の構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第23条につきましては自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入り口がない階を有する駐車場にエレベーターの設置を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第24条につきましては自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入り口がない階を有する駐車場の傾斜路に関する構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第25条につきましては自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入り口がない階を有する駐車場の階段の構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第26条につきましては屋外の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設等の屋根について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第27条から第29条までにつきましては、障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合の構造を定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

218ページに行きまして、第30条につきましては案内標識の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第31条につきましては、視覚障がい者用誘導ブロックの設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第32条につきましては休憩施設の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。219ページに行きまして、

第33条につきましては照明施設の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

第34条につきましては防雪施設の設置について定めたものであり、国、道の基準と同様としております。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものでありま

すが、経過措置につきましては国の基準に沿って同様の内容を附則に規程いたしました。以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（増田武夫） それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） それでは質疑がないようですので、議案第29条については以上で質疑を終了いたします。討論採決は後ほど行いたいと思います。  
それでは説明員の方どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（増田武夫） それでは休憩を解きまして議事を再開いたします。議案第27号から採決をしたいと思えます。この三つの議案ともに質疑討論を省略してよろしいでしょうか。
- 委員（はい、の声あり）
- 委員長（増田武夫） それでは質疑討論を省略して採決を行いたいと思えます。議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例については原案の通り可決することにご異議ございませんか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） ご異議ないと認めます。原案通り可決されました。次に議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例について採決を行います。本議案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） 異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。次に議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例について、議案第29号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） 異議なしと認めます。原案の通り可決されました。  
次に2番目の付託された陳情の審査について議題といたします。陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書を議題といたします。本陳情につきましてはいろいろと議論を重ねてきたうえでの再提出のものであります。委員のみなさんから何かご意見ございますか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） それでは陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書については採択することにご異議ございませんか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） 異議なしと認めます。陳情第1号は採択されました。  
それでは3番目のその他に移りたいと思えます。事務局長。
- 事務局長（米川伸宜） 3番目、その他について1点申しあげたいと思えます。閉会中

の継続調査についてでございますが、最終日に閉会中の継続調査の手続きは取らせていただきたいと思いますと思っておりますが、総務文教常任委員会、民生常任委員会もそうだったのですが、5月に常任委員の改選が行われます。また、町部局でも人事異動も行われるということもございまして、閉会中の調査につきましては、緊急的な案件があった場合に行うこととして他の常任委員会は決まりましたが、その点について産業常任委員会でご協議いただきたいと思います。

- 委員長（増田武夫） ただ今、局長から説明がありましたけれども、5月に入れ替わりがあるということでもあります。総務、民生、両常任委員会が決定したように本委員会もそのようにしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） 異議ないと認めますので、そのようにさせていただきたいと思います。委員のみなさんから何かございますか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（増田武夫） それではないので、産業建設常任委員会を閉会いたします。

（閉会 14：26）